

「マーケット・リスクに係る開示要件の見直し」、「ソブリン・エクスポージャーに係る任意開示」に関する市中協議文書の公表について

2019年12月

金融庁／日本銀行

* 当資料は、バーゼル委が公表した市中協議文書の内容への理解促進の一助として、作成されたものです。市中協議文書の内容については必ず原文を当たって御確認下さい。当資料の無断転載・引用は固くお断り致します。



目次

1. 経緯／概要
2. 市中協議の主なポイント
マーケット・リスク
ソブリン・エクスポージャー
3. 今後の予定

1. 経緯／概要

■ バーゼル銀行監督委員会(バーゼル委)は、銀行の情報開示を通じた市場規律の活用のための枠組み(第3の柱)について、3段階(フェーズ)からなる開示の強化・改善に向けた見直しを実施。

- 第1フェーズ:2015年1月公表
- 第2フェーズ:2017年3月公表
- 第3フェーズ:2018年12月公表

■ マーケット・リスクに係る開示については、第2フェーズで開示様式を策定済み。もっとも、その後の規則文書見直し(2019年1月に最終規則文書を公表)により、一部開示様式を見直す必要性が生じたため、今般、市中協議を実施することとなった。

- 具体的には、PLAテスト(トレーディング・デスクの内部モデルの適格性を判定するテスト)におけるトラフィック・ライト・アプローチの導入など。
- 加えて、開示の分かりやすさ向上の観点から、用語の調整や具体例の追加などを実施している。

■ 今般の市中協議は、ソブリン・エクスポージャーのバーゼル規制上の取扱いについて見直しを行うものではない。各国当局が各々の裁量で行う扱いを前提とした開示様式について、記載内容の適否等についての意見を集めるもの。

2. 市中協議の主なポイント(マーケット・リスク)

■ 様式MR1(標準的手法に基づく資本賦課、P6)

- ・ 自発的に標準的手法を選択したデスクに加え、PLAテストの結果として標準的手法が適用されているデスクの資本賦課も対象となる旨を明確化。

■ 様式MRC(トレーディング・デスクの構造、P8)

- ・ 開示対象となるデスク数の下限とする閾値を変更(最低5デスク → 標準的手法に基づくリスクアセット(RWA)ベースで<上位から順に>50%超のデスク)。
 - ▶ 閾値は、適当と思われる水準について特に意見が求められている。

■ 様式MR2(内部モデル手法に基づく資本賦課、P9-10)

- ・ PLAテストにおけるトラフィック・ライト・アプローチの導入等を反映。

■ 様式MR3(RWA増減の要因分解、P11-13)

- ・ PLAテストにおけるトラフィック・ライト・アプローチの導入等を踏まえ、開示様式を細分化したほか、Annexとして開示の具体例を追加(P15-16)。
 - ▶ 本様式は、その有用性について特に意見が求められている。

2. 市中協議の主なポイント(ソブリンの任意開示)

任意開示: 各国当局が銀行に開示を求めるか否かを判断するもの

■ 様式SOV1(国別ソブリン・エクスポージャー、P4)

- ・ 国別で、銀行勘定／トレーディング勘定のソブリン・エクスポージャー、及びRWA額の開示を求めるもの。国別の開示では自国通貨建額を内訳で示す形式となっている。

■ 様式SOV2(通貨別ソブリン・エクスポージャー、P6)

- ・ 通貨別で、銀行勘定／トレーディング勘定のソブリン・エクスポージャー、及びRWA額の開示を求めるもの。

■ 様式SOV3(会計区分別ソブリン・エクスポージャー、P8)

- ・ 社債、ローン／売掛金、デリバティブ(直接、及び間接)、合計については残存期間別に開示を求めるもの。

* 上記3つの雛型について、(1) ソブリンおよび中央銀行、(2) MDB(国際開発金融機関; アジア開発銀行等)および中央銀行以外のPSE(公共部門)の2つに分けて開示することを提案している。

3. 今後の予定

- 今回の市中協議文書に対するコメントは、2020年2月14日までに以下のBISのウェブサイトに英文でご提出下さい。

<https://www.bis.org/bcbs/commentupload.htm>

- コメントは特段の断りが無い限り、全てBISのウェブサイトに掲載されます。